

任意継続被保険者及び被扶養者の健診に関する 個人情報の共同利用について

当健保組合（以下「組合」という）は、その保有する個人情報（個人データ）について、次のとおり共同での利用を行いますのでお知らせいたします。

なお、個人情報保護法第 23 条第 4 項第 3 号において、「個人データを共同して利用すること、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用目的および個人データの管理責任者の氏名・名称について本人が容易に知りうる状態に置いているとき」は、当該個人情報（データ）の提供を受ける者は第三者に該当しないことから、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人情報（個人データ）を他に提供できるとされています。

1. 共同利用の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律及び健康保険法に基づき任意継続被保険者・被扶養者に対して実施する特定健康診査を含む生活習慣病健診または人間ドック（以下「健診等」という）に関して全国規模での受診機会の提供及び補助金支給申請事務の合理化等を図るため下記三団体（以下「健診代行機関」という）と共同で実施します。効率的かつスムーズな事業運営・事業実施状況の把握および事業実施効果の確認等のために、個人情報の保護について漏えい等事故のないように万全の態勢を整え、利用目的の範囲内において、下記の内容にて個人データを健診代行機関と共同して利用します。

2. 共同利用する個人情報（個人データ）の項目

- (1) 健康保険証記号・番号、氏名、被保険者との続柄、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、任意継続喪失予定年月日
- (2) 受診年月日、健診項目（オプション項目を含む）、健診実施機関名称、健診等の結果データ及び健診機関の医師の所見、判定

3. 共同利用者について

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 財団法人愛知健康増進財団 | 名古屋市北区清水 1 - 1 8 - 4 |
| (2) 三菱化学メディエンス株式会社 | 板橋区志村三丁目 3 - 3 0 - 1 |
| (3) 財団法人日本健康文化振興会 | 杉並区阿佐谷南 1 - 1 4 - 1 |

4. 共同利用目的およびデータを取り扱う人の範囲

(1) 利用目的

健診等の事務処理、事業の実施、結果の分析

(2) 人の範囲

当組合	事業担当者（保健師含む）、事務長、常務理事
健診代行機関	事業担当者、事業担当責任者、 健診代行機関が委託契約している健診実施機関の 事業担当者、事業担当責任者

5. 個人情報の管理について責任を有する者

三菱UFJニコス健康保険組合 常務理事

電話 03 - 3815 - 6216